

三重県商工会議所連合会
会長 種橋 潤治 様

外国人労働者問題啓発月間を契機とした外国人労働者の適切な雇用管理等に関する要請

平素は、三重県内における労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の外国人労働者数は令和元年10月末現在で30,316人となるなど、4年連続過去最高を更新しています。また、平成31年4月から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（改正入管法）」が施行され、今後、外国人労働者のさらなる増加が見込まれていることから、外国人労働者が安心して就労できるための環境づくりがより一層求められています。

こうした中、三重労働局及び三重県では、県内における外国人労働者の雇用等に関する情報共有を図り、就労・生活の両面から一体的な支援等の取組を行ってきました。

令和2年11月の「外国人労働者問題啓発月間」においても、改めて事業主の皆様に対し、関係法令の遵守と適切な雇用管理に努めていただくようお願いいたしたく、貴団体におかれましても、下記の事項についてご理解いただくとともに、会員の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 「外国人労働者問題啓発月間」の周知・啓発

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」として、労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、周知・啓発を行っていますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、11月を月間と位置づけ、集中的な取り組みをいたします。

貴団体会員に対し、当該月間に対する理解と積極的な周知にご協力をお願いいたします。

2 適切な雇用管理

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に沿い、労働関係法令等の遵守や公正な待遇の確保等、多様な人材が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境の整備等を適切に行っていただきますようお願いいたします。また、改正入管法を受けて公布された政省令に対しても、適切な対応を図っていただきますようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用維持・確保

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により生産・消費が低迷し、令和2年9月の本県の有効求人倍率も1.01倍と低下しています。

こうしたなか、事業活動に影響を受けた企業においては、非正規労働者等の解雇や雇止めの発生が危惧されているところです。

その中には、外国人労働者を含める場合もあり、安易な解雇や雇止め、労働者派遣契約の解除等は労働者の生活に直結する深刻な問題であることをご認識いただき、可能な限り雇用の維持の方策として、契約の更新等を図っていただくようお願いいたします。

令和2年11月10日

三重労働局長 西田和史

三重県知事 鈴木英敬

